

## 熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所付近の土地改変行為①

(交通基盤部・経済産業部)

## 1 概要

熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所上流部では、県土採取等規制条例（1ha未滿は熱海市所管）に該当する土砂の盛土が行われていた。これまでの経緯については以下のとおりである。

## 2 経緯

日付	内容
2006.9.21	A社が当該地を含む土地を取得
2007.3.9	A社が熱海市に県土採取等規制条例に基づく土の採取計画届出書を市に提出（面積0.9446ha、盛土量36,276 m <sup>3</sup> 、受理書交付2007.4.9）
2007.4.9	市が届出を受理。
2007.4.27	市から県東部農林事務所に、A社が土地改変面積を拡大したとの通報があり、県東部農林事務所が現地調査。 土地改変面積が1ha超に拡大されており、県東部農林事務所が林地開発許可違反と判断。（森林法10条の2第1項） （この時点では、溪流部に盛土はされていなかった。）
2007.5.31	県東部農林事務所からA社に、土地改変行為の中止・森林復旧を文書指導（林地開発許可違反面積1.2329ha）（森林法10条の2第1項）
2008.8.7	県東部農林事務所が、植栽、種子吹付、丸太木柵工を確認。 2007.5.31県指導の林地開発許可違反の是正が完了。（森林法10条の2第1項）
2009.3.19	A社が土砂の搬入を開始
2009.7.2	市がA社(行為者)・B社(施工業者)を指導(防災措置と改変面積の求積)
2009.12.9	A社が熱海市に県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届(第1回)（面積0.9696ha、盛土量36,641 m <sup>3</sup> 工期限 2010.4.8 工法：ロックフィル→土堰堤）
2009.12.10	県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届(第1回)受理
2010.3.23	A社が熱海市に県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届変更届(第2回)工期限 2010.4.8⇒2010.7.8
2010.3.23	土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届変更届(第2回)受理
2010.8	土採取条例に基づく造成工事が概ね完了(土砂搬入は2010.6.30に完了)
2010.8.25	熱海市から盛土の中に産業廃棄物が混じっていることが発覚、市と県東部健康福祉センターが撤去を指導
2010.8.31	県土採取等規制条例に基づいて市が、廃棄物処理法に基づいて県東部健康福祉センターが土砂中に木くずの混入を確認
2010.9.17	市からA社に対し県土採取等規制条例に基づく工事中止と完了届の提出を要請
2010.10.8	市からA社に対し県土採取等規制条例に基づく土砂搬入の中止と完了届の提出要請に従わないことから土砂搬入の中止を要請
2010.11.17 ～	県東部健康福祉センターの廃棄物処理法に基づく指導により、関連〇社が木くずを搬出したことを確認
2011.2	土地所有者変更(A社⇒C者)

以降については、確認中(7/7時点)